

千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正（案）の概要

1 改正の趣旨

介護保険法等の改正により、市では、介護保険サービス事業所や施設等に係る指定基準条例を改正することを予定しています。

なお、指定基準は国の省令に沿って条例で定めることとされているため、今回の改正内容は、国の省令改正と同内容としています。

2 主な改正内容

（１）共生型サービスの新設

障害福祉サービスに相当するものが介護保険サービスにある場合には、介護保険サービスによる利用が優先されるが、障害者が６５歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点から、介護保険と障害福祉相互に相当するサービスについて、障害福祉制度における指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型サービスの指定が受けられるものとして基準を設定する。

サービス名称	改正等の内容
共生型訪問介護	○障害福祉制度における居宅介護、重度訪問介護の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型訪問介護の指定を受けられるものとして、基準を設定する。
共生型通所介護、 共生型地域密着型 通所介護	○障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援又は放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられるものとして、基準を設定する。
共生型短期入所生活介護	○共生型短期入所生活介護については、障害福祉制度における短期入所（併設型及び空床利用型に限る。）の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型短期入所生活介護の指定を受けられるものとして、基準を設定する。

（２）介護医療院の新設

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成２９年法律第５２号。）により介護医療院が創設されることに伴い、介護医療院が有すべき人員、設備及び運営に関する基準について、介護療養病床と介護療養型老人保健施設の基準を参考に設定する。

なお、医療療養病床又は介護療養型医療施設若しくは介護老人保健施設から介護医療院へ転換する場合については、療養室の床面積や廊下幅等の基準緩和を行う。

また、介護療養型医療施設が提供可能であった訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護について、介護医療院でも提供できることとする。

(3) 居宅介護支援に係る基準の改正

- ア 入院時における医療機関との連携を促進する観点から、居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼することを義務づける。
- イ 医療と介護の連携を促進する観点から、医療系サービスを希望する利用者の同意を得て意見を求めた主治医に対し、ケアプランを交付することを義務づける。
- また、訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に把握した利用者の状態等について、主治医等に必要な情報伝達を行うことを義務づける。
- ウ 末期の悪性腫瘍の利用者については、主治医等の助言を得ることを前提として、サービス担当者会議の招集を不要とすることとする等、ケアマネジメントプロセスを簡素化する。
- エ 居宅介護支援事業所における人材育成の取組を促進するため、主任ケアマネジャーであることを管理者の要件とする（平成 33 年 3 月 31 日までの経過措置あり）。
- オ 公正中立なケアマネジメントを確保する観点から、利用者との契約にあたり、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等を説明することを義務づける。
- カ 訪問回数の多いケアプランについては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市が確認・是正を促していくことが適当であり、ケアマネジャーが、通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合には、市にケアプランを届け出ることとする（平成 30 年 10 月 1 日から施行）。

(4) 居宅サービス及び地域密着型サービス等の指定基準の緩和

サービス名称	改正等の内容
短期入所療養介護	○ 一般病床の有床診療所が短期入所療養介護を提供する場合は、食堂に関する基準を緩和する。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○ 利用者へのサービス提供に支障がない場合には、オペレーターと「随時訪問サービスを行う訪問介護員」並びに指定訪問介護事業所及び指定夜間対応型訪問介護事業所以外の「同一敷地内の事業所の職員」の兼務を認める。夜間・早朝と同様の事業所間の連携が図られているときは、オペレーターの集約を認めることとする。 ○ オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の「3年以上」の経験について、「1年以上」に変更する。 ○ 介護・医療連携推進会議の開催頻度について、他の宿泊を伴わないサービス（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）に合わせて、年4回から年2回とする。
夜間対応型訪問介護	○ オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の「3年以上」の経験について、「1年以上」に変更することとする。
療養通所介護	○ 地域共生社会の実現に向けた取組を推進する観点から、定員数を「9人以下」から「18人以下」に引き上げる。

認知症対応型通所介護	○ 共用型認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を、「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」に見直す。
看護小規模多機能型居宅介護	○ 看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所であって、利用者に支障がない場合には、診療所の病床を宿泊室と兼用することができることとするほか、サテライト型事業所を創設する（サテライト型小規模多機能型居宅介護の基準に準じる）。

（５）居住系・施設系サービス

身体的拘束等の適正化のため、以下の措置を講じることを盛り込む。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備するほか、従業者向け研修を定期的実施すること。

[対象サービス]

特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

（６）その他

サービス名称	改正等の内容
訪問介護	○ サービス提供責任者の責務として、居宅介護支援事業者等のサービス関係者に対し、サービス提供により把握した利用者の口腔機能や服薬状況等に関する気づきについて情報提供することを盛り込む。 ○ 居宅介護支援事業所のケアマネジャー（セルフケアプランの場合は当該被保険者）に対し、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない旨を明確化する。
訪問リハビリテーション	○ リハビリテーション計画作成の際に医師の診療が必要であるため、専任の常勤医師の配置を求める。
居宅療養管理指導	○ 看護職員による居宅療養管理指導については、その算定実績を踏まえて廃止することとする（平成30年10月1日までの経過措置あり）。
福祉用具貸与	○ 利用者が適切な福祉用具を選択することができるよう、以下のことを義務づける。 - 機能や価格帯の異なる複数の製品を利用者に提示すること。 - 貸与しようとする製品の特徴や貸与価格に加え、全国平均貸与価格を利用者に説明すること（平成30年10月1日から施行）。 - 福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付すること。

定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護	○ 一部の事業所において、利用者の全てが同一又は隣接する敷地内に所在する建物に居住しているような実態を踏まえ、正当な理由がある場合を除き、地域の利用者に対してもサービス提供を行わなければならないことを明確化する。
--------------------------	--

3 施行期日 平成 30 年 4 月 1 日（一部 10 月 1 日）

4 改正する条例

- （1）千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- （2）千葉市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- （3）千葉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
- （4）千葉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- （5）千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- （6）千葉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- （7）千葉市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- （8）千葉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- （9）千葉市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- （10）千葉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- （11）千葉市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- （12）千葉市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

5 今後のスケジュール

平成 30 年	1 月 4 日～2 月 5 日	パブリックコメント手続の実施
	2 月上旬	提出意見の考慮、施策の決定、意見概要等の公表
	2 月	平成 30 年第 1 回定例会に議案上程
	4 月 1 日	条例施行（一部の規定は 10 月 1 日施行）